

令和8年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和8年3月5日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	坂下 裕久	2番	堀田 靖則
3番	翠 昭博	4番	高橋 知子
5番	瀬川 照司	6番	飯尾 龍也
7番	片岡 孝一	8番	高橋 時男
9番	澤村 均	10番	高橋 勇樹
11番	今枝 和子	12番	高田 浩視
13番	河村 志信	14番	鏝本 規之
15番	臼井 悦子		

欠席議員（1名）

16番 大西 徳三郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	谷口 博文
教育長	川治 秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民部長	加納 正康
健康福祉部長	林 晃弘	産業経済部長	瀬川 清泰
都市建設部長	高橋 君治	水道環境部長	青木 竜治
教育委員会 事務局長	高木 孝人	会計管理者	磯部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守康	議会書記	大西 貞充
議会書記	廣瀬 知倫	議会書記	内木 雅浩

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議席番号16番 大西徳三郎議員から欠席届が提出され、本日の会議を欠席されますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、録画放送のため議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（今枝和子君）

日程第1、一般質問を行います。

9番 澤村均議員の発言を許します。

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

通告書に従い質問をいたします。

始めます前に、最近の世界情勢について少しお話をさせてください。

1月28日に始まったアメリカとイスラエルのイランに対する一方的な軍事攻撃があり、また学校にミサイルが被弾し、四十数名、また六十数名という貴い命が奪われております。日に日に死者数も増え、昨日では七百数十名という戦死者が、戦死者というか市民の犠牲者が増えております。

ロシアのウクライナ侵攻が終わらない今、またしても悲惨な戦争が、国際法も無視した蛮行が行われております。これは日本にも全く関係のないことではありません。今後、原油の高騰など、私たちの生活にも影響が出てくると思われます。

また、自衛隊の海外派遣や武器の輸出等の議論も起きています。戦後、日本は二度と戦争をしないと世界に約束をしています。アメリカとイスラエルの一方的な攻撃に対し、日本の首相はイラクに対して自制を求めています。真意はともかく、一刻も早く終結することを願い、質問に入ります。

今回は、水の安全性など4つの項目に対して質問をさせていただきます。

1番目に、飲料水の安全性について。

質問理由として、本市の飲料水は地下水をくみ上げ、殺菌、滅菌というんですかね、配水をしております。先々月の1月24日に糸貫川で油の流出事故がありました。これに対して、本市の水の安全性に対して確認をするための質問です。

たまたま1月24日土曜日でした。私も三橋のほうで少し仕事をしておりましたら、北方、瑞穂の

方から電話が鳴り、糸貫川に油が流れている、大丈夫かという電話でした。私もちょうどモレラの西の橋のところまで行きましたら、すごい臭いで、また兩岸を油がざらざらと流れておりました。さあ大変だということで、土曜日ということもあるので、まだ行政が動いているかどうか確認もできないまま、一応上流のほうへ向かっていきましたら、ぬくもりの里の西辺りで、ちょうど業者の方がオイルフェンスを張って、また消防車や市の行政の職員の方も現地におられまして、やれやれということで戻ってきました。こういった自然災害ではない、こういう事故と思える、こういうもので水が汚される、汚染されるということも、薬品、油、様々な原因がありますが、飲料水に対して慎重になり、また今回のこの一番最初に質問ですが、この事故後の処置と結果についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

本年1月24日、長屋地内の糸貫川において油が流出したとの通報を受け、市職員が北方警察署及び本巣消防署と連携し、周辺水路の状況を確認したところ、油膜及び油臭を確認いたしました。

そのため、岐阜土木事務所並びに北方町及び瑞穂市に協力を要請し、直ちに水路及び糸貫川にオイルマット並びにオイルフェンスを設置するなど、油の流出拡散防止措置を講じたところでございます。

その後、警察署、消防署及び水質汚濁を所管する岐阜県岐阜地域環境室の調査により、原因者が特定されました。長屋地内の農業用ビニールハウスに設置されたタンクの配管が何らかの原因で外れ、暖房用燃料であるA重油が最大約900リットル流出したものでございます。なお、魚類のへい死等の被害は確認されておりません。

原因者に対しては、岐阜地域環境室より再発防止策の徹底及び事故報告書の提出について指導が行われております。

また、オイルマット等につきましては、発生源の土壌から場外へ油が流出するおそれがあったことから、継続して設置し、経過観察を行っておりましたが、岐阜地域環境室の指示により2月26日に撤去したところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

土曜日、休日ということにもかかわらず、県や行政、また消防署、素早い対応で下流への被害も最小限に済んだかと思いき安心しております。

また、この糸貫川、ずっと蜚が飛んでおります。特に北方町辺りでは、最近この蜚を守るために結構一生懸命やられておるといことで、苦情に似たような電話が私の下に寄せられたといことですが、2番目の質問に入ります。

このような事故は過去にもあるのかをお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

油漏れによる水質汚濁事案につきましては、原因者が個人または事業者である場合のほか、交通事故車両に起因するなど、規模は大小ございますが、毎年数件発生しております。

近年の発生状況を申し上げますと、令和4年度は2件、令和5年度は2件、令和6年度は6件、令和7年度は今回長屋地区の事案を含め2件でございます。

また、比較的規模の大きな事故といたしましては、平成30年度に長屋地内の農業用ハウスの暖房用重油タンクからA重油が流出した事案があり、今回と同様の対応を行っております。

[9番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

私も仕事上、ビニールハウスの重油タンクとか設置した記憶がございます。

こうした危険物の管理には、一定量を超えた保管をする場合には危険物の管理者が必要といことを聞いております。こうした徹底した管理があれば、こういう事故は防げるのではないかと思えます。行政として、今後のこの調査計画や対策についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

今回の事案は、農業施設に設置されたオイルタンクが発生源であったことから、農政課を通じてJAいちご部会やトマト部会等に対し、農業用施設の適正な管理について注意喚起を行うとともに、市のホームページにおいても周知を図ったところでございます。

今後は、農業施設以外におきましても油漏れの発生する可能性があることから、ホームページ等を活用し、広く注意喚起を行い、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、飲料水の安全性につきましては、本市南部地域の上水道水源は、地表水の影響を受けにく

い深さ70メートルから120メートルの深井戸よりくみ上げている良質な地下水でございます。これまでの水質検査において油分は検出されておらず、健康に影響を及ぼす心配はございません。

今後、水質管理を継続し、市民の皆様安心して水道水を利用いただけるよう、環境の維持に努めてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

本市の地下水というか飲料水は、70メートルという深い井戸からくみ上げていることで、安全かと思われま。

しかしながら、水は高いところから低いところへ流れます。本市より南のほうでは7メートル、浅いところには5メートルという打ち込みの井戸でくみ上げている井戸もあることは確かです。こういったことが影響していく範囲というのは、なかなか分かりにくいものです。こういったことも踏まえて、上流に住む人間として、こういうものの管理には徹底していただきたく、次の質問に入ります。

近年の水不足と自然環境についてでございます。

今、雨が非常に少なく、また愛知県のほうでもダムでは数%という貯水率、そうしたことで大変工業用水など水に困っている、こういった状況が年々増えております。揖斐川町にあります徳山ダムでも保水率が54%まで落ちているということです。満水にあった水が半分近くになっているという。一番この岐阜県は水に恵まれているといいながら、現実にはこういう厳しい数字が出ております。

今回のこの水不足について、ただの水不足ならいいんですが、この水生生物、また自然環境に及ぼす影響についてお話をさせていただきます。

私、四十数年前にこの旧本巣郡真正町に引っ越してきました。その折、長男の同級生の方で吉村朝之さんという水中カメラマンという方がお見えになりまして、この真正町にはハリヨという魚がいると。これをその当時に学校なり子どもなりに聞き、有名なカメラマンでした。若くしてお亡くなりになって残念なんですけど、このハリヨという生物とは何かということも当時から多少は知っておりましたが、今回このどろんこ探検隊の方からいろんな資料をいただきまして、ちょこっと勉強してみました。

たまたま先日ですか、議員のポストにこの県会議員の便りというのが入っておりまして、53号ですか、揖斐川町の県会議員の方が知事に対してこのハリヨについて質問されております。たまたまですがこれをお読みしまして、ざっくりですけど大ざっぱな調査と大ざっぱな答えしか書いていないので、ちょっと細かく私も勉強したことをお伝えしたいと思います。

このハリヨという魚は、水中にいながら、水の中から、地下から湧き出てくるきれいな泉というんですかね、昔はガマと言いましたけど、こういったところにしかすめない魚ということで、ただ

上流からきれいな水が流れてくるだけではすめないそうです。

どうしてこのハリヨが少なくなったかという話を調べていきますと、やはり上流から流れてきた細かい土砂、シルトみたいな土がそういうところを塞いでしまう。自然の水が、ガマがなくなって結局すめなくなるという、これは上流からくる水だけじゃなくて、伏流水で下から湧いてくるこういった水が必要だという、本当にきれいな清水にしかすめない魚ということです。

こういった生物の調査、このどろんこ探検隊の資料には本当に詳しく載っております。

そこで、この水生生物の生態系の調査の経過はということでお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

本市におきましては、平成20年度から水生生物調査を実施しており、現在は市内に流れる根尾川及びその支流において捕獲調査を行い、水生生物の種類や個体数などの実態把握に努めております。

今年度の調査結果につきましては、魚類を含め104種類を確認しており、そのうち93種類が在来生物でございます。

また、過去数年の調査結果につきましても毎年100種類以上、そのうち90種類以上の在来生物を確認しており、水生生物相はおおむね維持され、豊かな自然環境が保持されているものと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

こちらの調査結果によりますと、もうほとんど絶滅しかけている。調査結果では、1匹、2匹しか観測されていないという報告書も見ております。

県の知事の答弁によりますと、この揖斐川町というか池田町のほうでは、毎年確認調査をする、また年2回の確認を行っているという、連携をして行っているという知事の答弁もでございます。こういった自然生物の調査というのは、毎年行われるというか、とにかくいつ、どこで、どういう状況で減ったか増えたかという状況を調べるためにも、継続して行われることが望ましいのではないかと思います。

また、近年、トンネル工事などで地下水が枯渇したり、また東海環状の養老のほうのトンネルでは、水が多過ぎてトンネル工事が止まっている、逆にこういう実態もあります。こういったことを踏まえ、地下水、またこれと自然体系がどういう関わりがあるのかというのは、絶えず継続して見守っていかなければならないと思います。

それで、2つ目の質問ですが、今後の調査計画や対策についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

今後の調査計画及び対策につきましては、河川における水生生物調査及び水質調査を可能な限り継続するとともに、少なくとも隔年での実施を基本としてまいりたいと考えております。

また、水生生物の分布状況や水質の経年変化を継続的に把握し、その結果を踏まえながら必要に応じた保全対策を検討・実施するなど、自然環境の保護・保全に引き続き取り組んでまいります。

[9番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

この本市で今一番私が前から心配していることが一つあります。徳山導水路というのが計画されて、着々と進んでいくと思いますが、こういったトンネルで徳山ダムから愛知県の用水まで行くという、こういった計画の中で、ほとんどがトンネルで工事が進んでいくと思えます。ましてや清流根尾川を横断してトンネルが進んでいく、こういったことを踏まえて、こういった地下水に対すること、これは市だけではなく県や国と一緒にになって調査していく。その水の変化と自然生物の変化というのを調査していく。こういうことも協力し合ってやっていただければありがたいと思えますが、予算のこともあります。協力できる、県にさせていただけることは県にさせていただいて、継続して調査をしていっていただくことをお願いして、この質問を終わります。

3番目に、もとまるパークの利用者の安全対策についてでございます。

最近、公園の利用者が増えており、土・日になると本庁舎に駐車して公園まで歩かれたり、自転車で公園を利用される方が西部連絡道路を横断する姿が見受けられます。こういった利用者の安全性を考えたときに、一番最初の問題で、もとまるパーキングの駐車場、もとまる公園の駐車場を増設する考えはないかという質問をさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、もとまるパーク駐車場についてお答えいたします。

もとまるパークの駐車場は、令和5年7月20日からの当初、臨時駐車場の調整池を含め110台分の駐車区画で供用を開始いたしました。しかし、開園前の想定を上回る多くの来園者により慢性的

に駐車場が不足し、休日には駐車できない車両の路上駐車が発生するなど、周辺道路で交通渋滞が生じておりました。

この駐車場不足を解消するため、令和6年度より公園東側に大型車2台分を含む108台分の駐車スペースを有する第2駐車場の増設に着手し、令和7年7月9日から供用を開始しております。

この第2駐車場が整備されたことにより、通常時の恒久的な駐車場不足及び周辺道路の渋滞はおおむね解消されたものと認識しております。一方で、もとまるパークを主会場とするイベント開催時には、既存の公園駐車場だけでは駐車台数が不足するため、本庁舎駐車場を臨時駐車場として活用しております。臨時駐車場を利用する公園利用者の安全確保については、イベント主催者に対し、臨時駐車場から徒歩で来場される利用者を横断歩道のある交差点まで誘導するよう誘導員を配置することを指導し、交通ルールの遵守と公園利用者の安全確保に努めるよう指導しており、今後も指定管理者と連携し、公園利用者の安全確保と円滑な交通環境の維持に努めてまいります。

また、今年度、もとまるパーク東側隣接地において、新たな観光交流拠点整備に関する民間活力導入可能性調査を実施しており、整備計画や利用用途について検討を進めております。当該計画は、現在のもとまるパーク周辺にさらなるにぎわいの創出を目的としていることから、人流や自動車の動線、利用者増加に伴う安全対策や駐車場の確保も含めまして、総合的に計画してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

大変盛況で、誠に結構なことだと思います。ただ、それが実態に追いつけないほど盛況だということで、市民の方々にとっては大変有意義な施設であり、またどんどん利用していくべきだと思います。

とにかく安全性というのが一番、事故があっては困るので、とにかく幼い子から高齢者まで安心して使えるこの公園のためにも、今ある現状の中でできる対策ということで、2番目の質問に入ります。

西部連絡道路を横断する人たちが本当に増えております。今の質問と同じ内容なんですけど、これ今長良糸貫線の交差点もちょうど途中で終わっておりますが、一応交差点らしき形にはなっております。信号と交差点が近い、旧の長良糸貫線とこの県道が近いということがあり、なかなか難しい問題ではあると思いますが、せっきく歩道に切れ目があって、横断歩道ができるばっかりになっているわけです。行政と公安の関係もあると思いますが、こういったものをなるべく早く、せっきくあるものを歩道をつけるなり、信号はなかなか難しいと思いますので、例えば東海環状の下部分、出入口、東西の出入口部分に注意喚起の看板、横断者が多いとか、そういったものを設置することも必要かと思い、2番目の質問をさせていただきます。

この横断歩道の設置予定についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

横断歩道の設置主体は岐阜県公安委員会となることから、設置に当たっては岐阜県公安委員会に設置要望をすることになります。設置場所については、西部連絡道路と長良糸貫線の交差点部が横断歩道付きの信号交差点として供用できるよう整備していることから、設置可能であると考えます。

当該交差点は、令和6年1月に信号機設置を岐阜県公安委員会に要望しましたが、北側の一般県道屋井黒野線との交差点に信号があり、距離が短く、設置基準を満たさないことから設置できないとの回答をいただいたところでございます。

長良糸貫線が国道157号までつながれば、北側の信号機を当該交差点に移設し、横断歩道も設置されると伺っておりますが、長良糸貫線の整備にはまだまだ数年かかることが想定されますので、取り急ぎ西部連絡道路における横断歩道の設置のみにつきまして、地元自治会などの意見も踏まえ、岐阜県公安委員会に要望、協議を進めることといたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

事故があっては遅いということで、とにかくやれる手は全て打つということでよろしく願いをして、次の質問に入ります。

マルモビの活用について。

先般、市長の所信表明で根尾地域の歯科診療や介護支援などの高齢者の移動制約者のためとの発言がありました。この内容を確認するために、このマルモビは根尾地域限定なのかをお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

根尾診療所の歯科診療が本年3月で廃止となりますことから、歯科診療受診の機会の継続と高齢者や移動制約者の買物等、日常の移動手段の確保を目的としまして、4月から平日の3日間、市役所根尾分庁舎から本巣地域の歯科診療所及び商業施設まで1日1往復のバス運行を予定しております。

す。

車両は、能登半島地震発災後、断水による避難所の環境衛生悪化を踏まえ開発され、本市も今年度導入する災害支援車両のマルモビを活用します。

このマルモビは、災害時はトイレカーや人員輸送車として多目的に使用できるものとして整備しましたが、平常時の有効利用を図るため、10人乗りの車両として使用するほか、大量の荷物輸送や移動事務所としても活用することができます。

4月から運行を開始する予定ですが、利用状況により予約制を取り入れたり、運行日や運行ルートを変更する等、利用実態に即した運行形態としていきたいと考えております。

本事業は、根尾地域に居住している方を対象として実施するものであるため、地域振興基金を財源として活用していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

根尾地域の歯科診療がなくなるということで、本巣北部地域全体として見ますと、どこか抜け落ちるところがないのかということで少し気になったので、この質問をいたしております。

この沿線、予約を取りながらということですがけれども、沿線のルートの間にはこういったものも利用したい方もおられると思います。特に、過疎と言われるトンネルから北部地域の方々、こういった方々の充実のために私はいつもタクシーチケットの要望を求めておりましたが、こういったものがせっかく走られるということであれば、さらなる有効活用を求めていきたいなと思っております。そういったことも含めて、全般的にですが、外山地区などを含めて全体的に考えることはできないかということで、2番目の質問をさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本事業は、根尾地域の方の歯科診療受診の継続と買物等の日常の移動手段の確保を目的として実施するものであり、現時点では他地域での実施は検討しておりません。

したがって、外山地区などの方には、引き続き現在も運行しております市営バスを利用させていただきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

なかなか難しい問題でいつも取り組んでおりますが、とにかく一つ一つ解決していかなければならないこの過疎対策、こういったものに対して、取りあえずこの根尾地域の歯科診療、それに付随して買物支援もするという、なかなかいい企画ではあるかと思えます。こういったものを有効利用したり、またデマンドなど次からも考えていただいて、また新しい交通も、市民がどこに住んでいても公平・公正な行政サービスが受けられる、そういった安心して生活ができるということをこれからも見守ってまいりたいと思えます。

終わりに際しまして、今回、冒頭申し上げました世界情勢ですが、こういったことに対してもう少し敏感になっていただきたい、よそごとではないということを考えながら思いますと、この本巢市では平和教育、こういった問題、ますます進めていただいて、こういった戦争は駄目だという心を持った子どもたちが育っていくように、今後とも教育の関係も同じように要請して、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

続いて、13番 河村志信議員の発言を許します。

○13番（河村志信君）

事前通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、この寒かった冬から心がわくわくする春の気配が感じられる時期になりました。ただ、花粉症の方にはつらい時期というふうにお聞きしております。

本市は85%が森林であります。それをマイナスの要因と見るか、逆に大きな魅力を秘めた可能性のあるまちと見るかは大きな違いがあります。

議員となりまして9年目、私の趣味でもありますアウトドアについて、何度も過去、一般質問をさせていただきました。今回、さきに質問されました堀田議員、翠議員よりもアーバンスポーツ、BMXの話もあり、非常に興味深く聞かせていただきました。

2月22日の岐阜新聞によりますと、県アウトドア観光強化という記事がございました。こちらの記事ですけど、知事のコメントによりますと、今年が目玉として徹底的にアウトドア観光をやる。川も山も価値あるものとして発信するとあります。ちなみに1億円ぐらいの予算を予定されているそうです。

同じく、3月2日の新聞に森林管理とMTB両輪というものもございました。これは川辺町の事例で、本市も林道や作業道を多く抱えているわけですが、この林道を利用してアクティビティー、アウトドア活動に活用とありました。これは森林の活用として林道などをトレッキングで歩くとか、マウンテンバイクで走るとか、お金のかからない中で非常に町の方には魅力的な企画じゃないかと私は思っております。

山県市においては、アウトドアツーリズムセンターというものが3月1日に開設されたとニュースがございました。山県市さんではキャンプ場が多くございます。川を利用したカヌー体験、それから里山のハイキングなど、新しく登山道を造られた山もあると聞いております。として、多くの

方が訪れているということです。その成果なのか、若い世代の移住・定住も増えているというふうにお聞きしております。

では、質問に入ります。

質問の1. 移住・定住の促進についてお尋ねいたします。

誰でも住んでいるところがにぎわう、移住して住みたいという方が増える、それを喜ばない方はいません。逆に、人口が減っていく、空き家が増える、耕作放棄地が増える、子どもさんがいなくなる、学校も少なくなる、これは誰しもが望まない状況です。

本巢市、庁舎も新しくなり、東海環状自動車道が開通し、インターチェンジもできました。フォローの風が吹いております。こんなチャンスはそうそうあるものではありません。

この1月、東京のふるさと回帰支援センターなる機関を訪れる機会がございました。移住を促進、都心部の方の移住相談に乗る窓口ではございます。この担当が伊ワセさんという女性の方で、もう10年以上のベテランの方。要するに、都心部で地方に移住したいという方が相談に訪れる窓口と理解していただければ結構です。

ここには全国の移住・定住の相談窓口が44でしたかね、ブース形式で設けられております。この上、感じましたのが、44の窓口に、まず第1関門として岐阜県の窓口へ来ていただかないといけなわけですね。長野県だとか北海道とか九州とかのほうの魅力があるからと行かれては岐阜県へ行っていただけない。そして、次に第2関門として、岐阜県下のどのまちを選んでもらうか、これが大きな差につながるかなというふうに感じました。私のまちを選んでください、本巢市を選んでください。熱心なところと、そうでないところの明暗はここで大きく分かれる状況となります。もちろん窓口の担当の方は、公平に岐阜県下の市町村を紹介されるということではございます。

そこで、移住選択の条件という資料をいただきました。これは複数回答でございます。

まず1番ですね、やはりこれは就労の場があること、収入ですね。仕事がないことにはもう行けない。当然生活が成り立ちません。安定した収入をまずは一番の目標にされております。

2番目、自然環境がよいこと。これは当然ね、都会の方は懂れて。

3番目、住居があること。当然ですね、これも。住むところがないことには来れません。ただこれが、いきなり家を買ってくるという方はほとんど見えない。当然ですよ。行ったらどうも自分とは違うなといったときに、家を買っちゃったので戻れないということで、このときのお話としては、格安な市営住宅とか、お試的に1年だけ借りられるような建物があるといいなというような話でした。

それから、気候がよいこと。本巢、夏は非常に暑いんですが、災害等も少なくてよいのかなと思っております。

ほかに、学校、教育環境ですね。それから、やっぱり買物、日々の買物としてのスーパーがあるのか。それから、医療環境ですね、病院等はどうか。それから、公共交通機関はどのような状態だというものがやはり一番関心があるような感じでした。

年代的には20代から40代の方が中心だそうです。高齢の方は、私も高齢の部類なんですけど、あ

る程度年を取ってから新しい環境、新しいまちで過ごすというのは非常に大変かなというように感じています。そして傾向として、Uターン、Iターン、Jターンなど、これはやはり生まれ育ったところであったり、若いときにですね。若いときに過ごした場所とか、それから一度は都会へ離れていったものの、やはり故郷はよいなというのが移住のきっかけになるようなお話でした。

この回帰支援センターでは、全体では月に7,000件近い問合せがあるそうです。その中でどう岐阜県、そして本巣市を選んでもらうのか、それは各市町村の取組次第、頑張り次第というようなふうに感じてまいりました。

では、質問に入ります。

1番、本巣市の東京ふるさと回帰支援センターでの、セミナー等が開催されております。全国の市町村の方が希望されてセミナーを、まあアピールですね、市町の。この本市におかれましても、そういう実績とか、もし仮にやられておるのであれば、そのときの反応とか成果はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員先ほどお話をいただきました東京のふるさと回帰支援センターは、東京都千代田区の東京交通会館内に設置されておりまして、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が運営します都市と地方の交流、移住及び定住を支援する全国移住相談窓口のことでございます。同センターには、秋田県、大阪府、沖縄県を除く44の都道府県の相談員が常駐し、対面、電話、オンラインなどにより様々な移住相談を対応しているものと承知をしております。

本市の同センターにおけます活動実績といたしましては、昨年11月30日に岐阜県が主催しましたぎふ暮らし移住フェアに参加をいたしました。本イベントは、県内市町村による移住相談ブースの出展を中心に、セミナーや体験型ワークショップなどを通じて、岐阜県との関わり方や目的が異なる多様な参加者に対し、県との接点を創出し、県内での暮らしの可能性に触れていただくことを目的として開催されたものでございます。

当日は、10組の方に本市のブースへお越しいただき、移住希望時期、検討地域、移住の目的などについて個別相談を対応いたしました。相談内容としましては、二拠点生活を検討されている方、林業への就業を希望されている方、田舎暮らしに関心をお持ちの方など、移住の目的や希望時期、地域は多岐にわたっておりました。

イベント後、ブースにお越しいただきました皆様にサンクスメールを送付いたしましたところ、岐阜県出身で高校卒業後40年以上関東にお住まいの方から、本巣市を含め岐阜県の様子を知ることができてとてもよかったと。実際に移住するとなれば、職場や家族への説明などの課題はあるが、今後も少しずつ情報収集を行い、検討を続けていきたいといった返信をいただきました。

なお、本市では東京のふるさと回帰支援センターでの取組に加えまして、昨年7月には大阪府で開催されました移住関連イベント、また同年の11月23日には東京ビッグサイトで開催されました移住関連イベントにも参加し、関西圏及び関東圏の双方において幅広い層への情報発信に努めているところでございます。

移住施策につきましては、短期間で成果が現れるものではございませんが、今後もこうした地道な取組を継続し、本市の魅力に魅力発信に努めることで、一人でも多くの方に本市への移住を検討していただけるよう取り組んでまいります。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

長野県の飯田市では、ふるさと住民登録制度があるそうです。同じ岐阜県ですね、岐阜県飛騨市では、飛騨ファンクラブやヒダスケなる取組があり、私も非常に関心を持って調べているところでございます。二拠点生活というのがやはりキーワードかなと。いきなり全部が引き払って移住するというのは、やっぱりリスクがあるかなと。

それと、このふるさと回帰支援センターですね、有楽町ですので東京駅からすぐのところですよ。もし皆さん東京へ行かれることがあれば、すぐのところですので、イワセさんからもぜひ遊びに来てくださいと。本当に生の今の移住とかの現状をお話できるというふうに聞いております。

次の質問に入ります。

移住支援金制度がございまして。その活用状況、またその受入企業は、本巣市ですね、3社ほどが今手を挙げてみえるというようなことですね、その受入企業として。その辺はどのような状況かお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御質問の移住支援金制度につきましては、国の地域未来交付金を活用したいいわゆる東京圏からの移住者に対する移住支援金制度を指しているものでございます。

本支援金制度は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県といった東京圏から地方へ移住し、就業、起業またはテレワーク等を行う場合に、国・県及び市町村が連携して支給する制度でございまして。

支給につきましては、要件を満たした場合、単身での移住においては最大60万円、世帯での移住においては最大100万円となっており、合わせて世帯の場合には、18歳未満の子どもを帯同して移住する際、1世帯当たり30万円が加算される仕組みとなっております。

本市における活用状況といたしましては、これまでに令和4年度に1件、お一人、令和5年度に

1件、3人の申請がございまして、いずれも支援金を支給しております。

なお、実際の申請件数は2件にとどまっておりますが、これまでに制度内容に関する問合せであったり、相談自体は複数寄せられておりまして、移住希望者からの一定の関心が寄せられているものと受け止めております。

また、主な要件のうち、都道府県が公開するマッチングサイトに掲載された中小企業に就業した者を対象とした場合の市内登録事業者につきまして、本日3月5日現在では3社を確認いたしております。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

東京圏から移住した場合、100万円ほどの移住支援金があることは魅力かと思います。また、市内の登録企業が3社、ちょっと少ないかなと。もっと移住、東京圏から市内で働いていただいて、人口が増えるということにつながれば非常にありがたいなと私は思います。

3番目の質問に入ります。

本市の移住に関する情報発信、売り込みですね。現状はどのようなものでしょうか。たまたま今日、ロビーで非常に評判のいい本巢本ですね、それからこれはちょっとついででしたけど、ふるさと納税便り、これ実は私正直初めて見ました。第2号だということです。そのような形で本市をアピールされておりますが、そのような状況はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

本市では、本巢市の魅力をより深く御理解いただくために、様々な視点から市の特性や暮らしの参考情報を紹介する魅力発信冊子「本巢本」を作成しております。先ほど御紹介をいただきましたものがその本巢本になります。

作成いたしました冊子につきましては、市内の公共施設やモレラ岐阜にございます本市の観光案内所のほか、先ほど御答弁申し上げました東京のふるさと回帰支援センターをはじめ、名古屋や大阪にございます岐阜県の移住相談窓口、東京にございます岐阜県のアンテナショップ、岐阜トキヨー、さらには県内周辺の住宅展示場などにおいて広く配布をしております。

この本巢本につきましては、以前から手に取られた方から好評をいただいております。昨年令和7年11月30日に参加いたしましたぎふ暮らし移住フェアにおきましても、来場者の方や出展関係者などの方などからも、デザインもよく、掲載された内容も分かりやすく、移住相談者に薦めやすい冊子であると、そういった声を直接いただいております。一定の評価と成果を得ているものと

いうふうを受け止めております。

また、本市では、本巢本以外にも、まず本市を知っていただき、関心をお持ちいただくための取組といたしまして、ふるさと納税の寄附者に対して、先ほどこちらでも御案内いただきましたが、返礼品と併せて寄附の使い道と本市のPRを盛り込んだチラシの送付や、市の新たな広報ツールといたしまして、令和7年度からインスタグラムへの投稿も開始をしております。

今後多くの方に移住・定住先として本市が選ばれるよう、本巢本を中心に本市を知っていただく機会の拡大や積極的な情報発信に努めるとともに、移住促進施策の充実を図ってまいります。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

我々議員も選挙というものがあり、従来の選挙カーでは時代遅れかなと。SNS等が非常に活用されて、ちょっと行き過ぎな面も感じますが、本市のインスタグラム、私ちょっと今まだやれていませんが、以外にも情報発信として何か取り組んでみえるか、再質問をさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市では、インスタグラムのほかYouTube、X、フェイスブックを活用して情報発信を行っております。これらの媒体につきましては、それぞれ特性が異なりますことから、発信内容に応じて使い分けをしております。例えば動画による魅力発信はYouTubeを活用し、まちの話題についてはXを活用するなど、媒体特性を考慮した運用を行っております。

昨年11月30日に参加いたしましたぎふ暮らし移住フェアでは、本市の展示ブースにてYouTubeに掲載しているPR動画を放映しまして、オンライン媒体と対面イベントを組み合わせた情報発信に取り組んでおります。これにより、来場者の皆様に本市への関心を高めていただけるよう努めているところでございます。

今後も各媒体の利用動向や閲覧者層の傾向を踏まえまして、移住を検討されている方々が必要とする情報を効果的に取得できるよう、本市の魅力発信を進め、移住・定住の促進に取り組んでまいります。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

岐阜市のシティープロモーション冊子「エエトコタント」というのが非常に人気だそうです。ち

よっと私、詳しくまだ見ておりませんので勉強したいなど。

それから、全国でユーチューバーと言われる方が、それぞれの地方の魅力を逐次発信していると。こういうのが今の時代の情報発信かなと思っております。

あと就労支援と、これは県ですかね、ジンチャレというのも、非常に全国の移住をされる方は非常に興味を持っているというように聞いております。

2番目の質問に入ります。

本市の自治会の現状についてお尋ねいたします。

この1月、自治会の研修に行ってみまして、セミナーですね。自治会のピンチにどう向き合うかというテーマの研修に参加してまいりました。その中で、神奈川県平塚市のとある自治会の事例として、積極的に活動する会員は少なく、イベントに出てくるのは役員ばかり。役員の成り手もなく、一部の住民だけにしわ寄せが行っている。将来に負担を残したくないし、活動の継続も無理なので休会を決定したと。そして、加入率も低下し、役員も高齢化しているので、自分たちが元気うちに整理したいともありました。これは決して新興住宅地の自治会の話ではなく、歴史のある地区での話とのことでした。

今、時代も社会も大きく変化している中、地域の住民の方の考え、価値観も大きく変わってきています。やらなきゃならないから、前から引き継いでいるから、役所に言われたからという受け身の意識が活動を硬直化させ、それに行き詰まって自治会の休止や解散につながっているとも言われていました。

地域イベント、運動会、神社の祭礼行事などが負担だと。しかし、逆に一部には、地蔵祭りや餅つき大会を復活させ、地域のにぎわいが戻ってきてよかったとの好事例もございます。

地方、田舎でも人口減少の影響から人間関係が希薄になり、地域コミュニティが弱体しつつあるという状況にあるかと思えます。

質問に入ります。

自治会活動への行政の支援はどのようなものがありますか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の自治会活動に対する支援といたしましては、自治会におけるコミュニティ活動や市政への協力活動等に対し、毎年、自治会活動事業補助金として各種事業を対象に交付しており、地域の連帯意識の高揚、住民福祉の向上及び市政の円滑な運営を図っています。

具体的には、自治活動及び市広報紙等の配付に要する経費を対象とした自治活動振興事業、道排水路等を清掃する地域環境活動を行う経費を対象とした地域環境活動事業、自主防災組織の訓練、研修等に要する経費を対象とした自主防災活動事業、分館活動に要する経費を対象とした地区公民

館活動事業、自治会の敬老行事に要する経費を対象とした敬老行事奨励事業の5つの事業があります。

これらの事業は、自治会ごとに世帯数や対象年齢人口に基づき算定しており、令和7年度で117の自治会に合計で約5,900万円を交付しております。

また、自治会活動事業補助金とは別に、自治会からの前年度の要望に基づき別途交付するものとして、地区集会所の改修、設備の購入、新築・改築・増築などに対する地区集会所整備事業、自治会が管理する地区公園の遊具の点検・新設・修繕・撤去に対する地区公園整備事業、自主防災組織による資機材の購入、倉庫の設置、その他自主防災組織の活性化に対する自主防災組織活性化事業、特定の場所に継続的に固定し、街頭を撮影する防犯カメラ等の設置に対する防犯カメラ設置事業に対する補助金があります。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

手厚いといひましようか、補助金が十分用意されているというふうに理解します。

ただ、補助金だけが自治会のサポートではないんじゃないかなど。地域活動、奉仕活動への有償ボランティア制度なども今後充実していかないと成り立たないかなというのもちよっと感じております。

2番目の質問に入ります。

特に負担が多いと言われる自治会長の仕事、会計担当の方の仕事、その辺への行政の支援はどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

市では、自治会長につきましては地域住民の方の声を集約していただき、行政とのパイプ役として、さらには市政に関する各種手続を行っていただいているほか、開発事業等の現地立会いをはじめ、市政運営上大変重要な役割を担っていただいていることから、自治会長報償費として自治会長個人に対し報償金をお支払いしております。

なお、会計担当などの自治会長以外の自治会役員につきましては、あくまでも任意団体または地縁団体である自治会の運営上必要な役職であることから、自治会経費での対応となりますので、市から報償費を支給することは考えておりません。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

特に、今回私も地元の自治会に加入しているわけですけど、やはり自治会長と並び会計担当の方の負担は非常に大きいなというふうに感じました。

より簡略化したエクセル等、かなり数字を入れれば会計システムが動くというようなことも聞いておりますが、より簡便に会計ができるような方法も今後御提案されていくといいんじゃないかなと。

ちょっと飛躍し過ぎますけど、例えば電子決済システムと。私も十分ではないですけど、Pay Payという決済システムを活用しております。これはいい話かどうか分かりません。例えば、飲み会で割り勘だというと、幹事の方にもうその場でPay Payでお金が送れるというシステム、これはいいなど。現金とか小銭を用意しなくても済むと。Pay Payなどを活用して、この自治会の使われたお金に対して、会計の方が即時電子決済されると。そうすれば帳簿上も楽になるんじゃないかなと想像はしています。ちょっと申し訳ございません。素人考えで申し訳ございません。

3番目の質問に入ります。

DX、デジタル化への自治会活動への推進はどのようなものでしょうか。広報等配りもの、結構大変です。毎月配りものが来ます。それから回覧ですね。回覧も従来と違い、御夫婦で働いてみえる方なんか、昼間、午前中に来てその日の夕方に見たところで、その日にはもう次の方へ回せない。結果、回ってきたらもう2週間も3週間もたっていたというようなお話も聞いております。

中にはLINEグループをつくられて、自治会でスピーディーな連絡を構築しているというような先進的な取組もあると聞いておりますが、そのような状況についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えします。

現状、市では自治会のDXやデジタル化への推進に関して、特に具体的な取組は行っておりません。

また、自治会内の情報伝達の現状につきましては、市が全て把握しているわけではございませんが、自治会専用のホームページを立ち上げ、連絡事項の伝達や自治会便りの掲載、また地区集会所の予約などが行える自治会もあるようですし、議員先ほど述べられましたように、回覧板に代わりLINEを使って情報を共有しているところもあるようでございます。

しかしながら、大半の自治会では主に紙媒体での情報伝達が行われていると思われま

す。現在、市広報紙などの定期発行物や、広く市民を対象とした各種案内やお知らせなどの配付物は、毎月自治会を通じて市民に配付、回覧をさせていただいております。

このうち、広報紙は現在、市ホームページ上で電子版を公開していますが、高齢者やインターネット利用が難しい方への配慮として、紙媒体での配付も継続しています。その他の配付物は対応しておりませんが、今後の情報伝達手段の多様化や効率化、住民サービス向上のためにも、これらの電子化についても検討してまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

世の中全体がデジタル化という流れがいろいろな形で今後入っていくのかなど。以前にもお話ししましたが、公共交通においても電子で決済と。かざすだけで支払いができるというのも、もうこれからの時代かなというふうに感じております。

3番目の質問に入ります。

本巢市のあるべき景観実現への計画はについて取り上げたいと思います。

1月27日、都市計画審議会が開催され、その中で本巢市景観計画の改定が審議されました。

その景観づくりの目標は、「ほっとして、元気を感じる景観のあるまち」とありました。非常にちょっと観念的過ぎるかなというふうに感じました。

町並み形成地区の景観保持として、開発の進む東海環状自動車道、本巢インター、本巢パーキングエリア周辺における景観変化への基準見直しが主なものだったかと思っております。

将来的に工場や物流倉庫などの立地を想定した景観基準を設け、道路等の公共空間から、圧迫感がなく、円形の山並み、近接する田畑、集落によって形成される景観が本巢市の新しい玄関としてふさわしいものになるような基準としますとありました。特に農村集落配慮帯にて、農地や柿畑は、本巢市の代表的な原風景であると目されていました。

その中の1項に、太陽光発電設備の設置に対する基準も設けられ、敷地境界からできるだけ後退させる、周囲から目立たない場所に配置するともありました。

質問に入ります。

1番、本庁舎前の遊水地に計画されるとお聞きしております太陽光発電の景観への配慮はどのように対処されるのか。特に、セントラルゾーンというネーミングをされている中で、中心的な場所となる本庁舎の周辺において、どのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

本庁舎前の調整池につきましては、公有財産としての有効活用と、市のゼロカーボンシティ宣言に基づいて、脱炭素化社会の実現と循環型社会の形成を推進するための手法の一つとして、再生可

能エネルギーの導入に対して、どの程度事業者のニーズがあるのかを把握するために、昨年10月から11月にかけて進出意向調査を実施いたしました。

結果につきましては、太陽光発電事業者に関して5者から進出意向表明書が提出され、一定のニーズが認められたところであります。

今回の調査につきましては、調整池の有効利用を図る手法の一つとして、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入するとした場合の事業者のニーズと対応可能な事業内容を把握するためのものでありまして、太陽光発電システムを設置することに決定したものではありません。

調整池の有効利用につきましては、持続可能で地域の環境と調和したものとなるよう、景観への配慮も含め、引き続き十分に検討してまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

以前にも私述べましたように、自然エネルギー、再生化エネルギーについての推進は、これは今後の必須のテーマかと思っております。

ただ、メガソーラー等の開発において、九州の阿蘇山麓の事例、それから北海道の釧路湿原の事例等で大きな社会問題となったように思います。適切な開発の推進のためにも、本巢市においても早めの指針と申しまししょうか、条例の制定等も必要と感じておりますので、担当者の方はよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番の質問です。

良好な景観形成のためには、市民が主体となって自覚を持ち、共に連携しながら取り組んでいくとあるが、その現状はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、景観形成のための取組の現状についてお答えいたします。

本巢市景観条例に基づく本巢市景観計画では、良好な景観形成のためには、市民が主役としての自覚を持ち、事業者や行政を含む様々な主体が担い手となって取り組んでいくことが必要であるとしております。良好な景観の形成は行政のみで実現できるものではなく、市民・事業者・各種団体におかれましてもそれぞれの立場で役割を果たし、連携しながら進めていくことが重要であると認識しております。

現在の取組状況といたしましては、地域の自治会やボランティア団体による文化財周辺の清掃活動や花卉の保護育成などが継続的に行われており、身近な景観の維持向上に大きく寄与していただいております。とりわけ、文殊の森公園におけるササユリの保護活動や蛍のための環境保護活動な

どは、長年にわたり市民ボランティアに支えられ、本市が誇る自然景観を次世代へつなぐ取組となっております。

また、市内の優れた景観を発信する活動として、根尾神所の神龍桜のライトアップや、外山街づくりウォークの開催など、地域住民が主体となった関連イベントも実施されており、着実な広がりが見られます。さらに、事業者におきましても、事業所周辺の緑化や環境整備など、自主的な景観配慮の取組が進められております。

今後、良好な景観形成に関する自発的な活動を進める個人や団体がございましたら、本巢市景観条例の規定に基づき、技術的支援や財政的支援を行うとともに、他の模範となる優れた取組については表彰制度の活用なども検討し、市民の景観に対する意識の醸成と主体的な取組のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

横文字で恐縮ですけど、シビックプライドという言葉がございます。これ大事だなと思っております。それから郷土愛、本巢市愛という言葉もある。一度は本巢市を離れた方々、移住・定住のときにお話ししましたが、Uターン、Iターン、Jターンで帰ってくるとすれば、やはりきれいな景色のよいふるさとへ帰ってきたいというのが私は本音だと思います。

3番目の質問に入ります。

本市の景観を目指すものとして、空き家や耕作放棄地、道路端や河川ののり面、空き地の雑草などがありますが、これらがあまり景観の中に入っていなかったんですね。景観維持の観点から、このようなことに対してどのように考えてみえますか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、空き家や耕作放棄地、雑草などの景観を阻害する要因への対応についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、空き家や耕作放棄地、道路端や河川ののり面、空き地に繁茂する雑草などは、地域の景観を損なうだけでなく、防災・防犯上の懸念ともなり得るものであり、景観維持の観点からも重要な課題であると認識しております。

一方で、景観法は、主として建築物の形態意匠や色彩、一定規模の開発行為に対する届出・指導を通じて良好な景観形成を図る制度であり、空き家の管理不全や雑草の繁茂といった個別の土地管理の問題に対して、直接かつ強制的に規制できるものではございません。そのため、本市におきましては、それぞれの課題に応じて、関係法令に基づき担当部署が連携して対応しております。

まず、道路や河川ののり面、公共空間の雑草対策につきましては、管理者である市や岐阜県が計画的な除草や維持管理を実施するとともに、地域自治会やボランティア団体等と連携した環境美化活動を支援しております。

次に、空き家につきましては、防災担当部署において空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者への適正管理の指導、助言を行うとともに、管理不全の状態が継続する場合には、必要に応じて法に基づく措置も検討しております。また、利活用可能な空き家につきましては、移住・定住促進担当部署により空き家バンク制度等を活用した有効活用を推進しております。

次に、耕作放棄地につきましては、農政担当部署により農地の適正管理の指導や担い手への集積・集約化を進めるなど、農地としての活用促進に努めております。

一方、民有地の雑草につきましては、原則として所有者による適正管理が基本となりますが、環境に著しい影響がある場合には、生活環境の維持保全の観点から、環境担当部署により必要な指導を行っております。

今後も、景観法による規制にとどまらず、防災・防犯や生活環境の保全といった観点も踏まえ、全庁的に関係部署が連携しながら、所有者の理解と協力を得て、総合的に景観の維持向上に取り組んでまいります。

[13番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

これは私の思いですけど、本巣市の最大の魅力であり資源は、豊富な自然だと思います。その自然を大切にすることが本市の魅力度アップにつながり、移住・定住等にもつながるかなと思います。正直、雑草に覆われた風景、放置された田んぼ、荒れ果てた屋根が落ちてしまったような空き家、これは見たくないものでございます。

移住・定住等を含めて、やはり本巣市を全国の方に知っていただくには、やっぱり本巣という一つのブランドですね、ブランディング。本巣市が有名になって、全国の方が、岐阜県本巣市知っているよ、淡墨桜のまちですね、ああ、ぜひ一遍訪れたいな、できれば住みたいなと思っていただければ、それが一番、私も議員になって一番の思いかなと思っております。

一般質問の取組に当たり、何を考えて私が取り組んできたかというところをちょっとお話ししたいと思います。

全国的な、世界的かもしれませんが、社会問題となっている人口減少、それに伴い過疎化、少子化、そして空き家や耕作放棄地の増大。その解決策として、移住・定住の促進は重要だと私は思っております。住む人が増えれば、若い世代、家族が、次の世代が、学校の存続問題、樽見鉄道の経営内容、地域コミュニティの存続など多くの本市が抱える問題の解決につながると私は確信しております。

以前にもお話ししたかもしれませんが、逸話を1つ御紹介させていただきます。

これから大きな砂漠をラクダの隊列を率いて横断する団体がいるとします。水の補給ができない大きな砂漠を越える。しかし、ラクダにこれからは水のないところへ行くからたくさん飲めよと、飲ませようとしても飲みません。予測ができないです、動物には。しかし、私たちはラクダではありません、人間です。これからの本巢市の将来に向けて勇気を持って備えていく、いろんなことに取り組んでいく。それを私の一番の思いとして取り組んでいるというところを御紹介させていただきました。

まだ3分ございますが、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分です。

午前10時25分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

一身上の弁明をしたいので許可をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいま、鏑本規之議員から一身上の弁明を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。この申出のとおり発言することを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、鏑本規之議員の発言することを許可することに決定をいたしました。

それでは、議席番号14番 鏑本規之議員の発言を許します。

鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

それでは、一般質問の間の貴重な時間をいただきまして、私の一身上の弁明をさせていただきます。

公職選挙法違反ということで、今容疑者となっているわけでありましてけれども、今まで2月16日に4回目の検事調べがありまして調書10枚にサインをしてきました。次回の検事調べは3月24日を予定しています。何回やっても同じ内容で、中身については同じようなことですので、何度も黙秘権と、途中なかから帰ってきたりはしていたんですけども、サインだけをしてくれということでありましたので、10枚の調書にサインをしてきました。

検事調べの前に岐阜県警から、私の自宅と自宅敷地内にある事務所と、それから私が役員をしている三橋の会社3か所に家宅捜査が行われました。本巢市の本庁舎の議員ロッカーにも調査がされたと聞き、びっくりと同時に関係各位に御迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんでした。また、刑事さんから多くの議員さんたちに参考質問がされたと聞いています。誠に申し訳ない思いであります。

公職選挙法の中に寄附の禁止もあり、寄附行為違反ということで、今取調べを受けています。寄附行為とは、議員はいかなる名義をもってするを問わず寄附を禁止しています。議員は選挙区内の神社仏閣への寄附、選挙区内にお住まいの友達のお子さんたちへの入学祝い、また就職祝い、お年玉も、また出生祝い、病気見舞い、また不幸なことがあって火事見舞いも全てアウトとなります。お土産も、自分が作った農作物も、隣近所に届けばアウトとなります。選挙区内の方たちに金品を届けば、いかなる理由であれ公職選挙法違反となりアウトでありますと検事さんと私の顧問弁護士から聞かされていました。

議員各位の中にも、寄附については心当たりのある方もお見えになるかと思えます。弁護士さんいわく、リクルート事件以前は社会通念の範囲内なら公職選挙法にはならなかったとも聞かされていました。

議員各位皆様には御迷惑をおかけするかと思いますが、私が行ってきたことが公職選挙法違反と言われても、人として行うべきことを行ってきたことであり、当選することを目的に行ってきたことではなく、選挙違反だと言われても分かりましたとは言えませんが、裁判の中で公職選挙法が間違いであると、私の行った行為は道徳に従い人としてすべきことをしたことであり、選挙には無関係であると無罪を訴えていきたいと思っています。

議員各位及び職員各位におかれましては、御迷惑をおかけするかと思いますが、御理解のほどよろしく願いをいたしまして、私の一身上の弁明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（今枝和子君）

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（今枝和子君）

それでは、再開をいたします。

続いて、14番 鏑本規之議員の発言を許します。

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

私は一般質問をするわけでありましてけれども、今回一般質問することにおいての根尾診療所のことについては、これで3回目ぐらいになるかなという思いをしているわけでありまして。調べていけ

ば調べるほどクエスチョンマークが増えていきます。また、先輩議員等々からいろいろなお話を聞くにつけ、またクエスチョンマークが増えていきます。どうして、どうして、どうしてということが増えてきているわけであります。

今年度の予算案に根尾診療所の赤字補填のための予算額6,700万円が計上されていますが、根尾診療所の経営改善に向けた改革とその成果についての答弁を担当職員に求めます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

本巣市国民健康保険診療所につきましては、本市北部地域において地域の方たちが必要な医療サービスを身近に受けられる医療機関として、根尾診療所、本巣診療所の2か所で運営をしておりますが、人口減少や受診者の高齢化により診療所への来所者が減少し、その結果、診療収入が減少しており、慢性的な赤字経営となっております。

そのため、経営改善に向けて令和7年度から令和9年度までの3か年の経営改善計画を策定し、令和7年度から診療体制を見直し、また診療日も変更させていただいたところでございます。

診療日につきましては、本巣診療所をこれまでの月曜日から金曜日までの週5日間を月曜日、水曜日、金曜日の週3日間にし、木曜日の夕方診療を廃止させていただきました。また、根尾診療所につきましては、月曜日から土曜日までの週6日間を月曜日から金曜日までの週5日間にし、土曜日を廃止させていただきました。

診療所の運営体制につきましても、令和6年度までは本巣診療所では6名の職員で、根尾診療所では12名の職員、合計で18名の職員体制で運営をしておりましたが、令和7年度からは2か所の診療所を一体的に運営することとし、職員6名を削減し、12名の職員体制で運営を行っております。

このような経営改革を行ったことにより、一般会計から診療所への繰入金令和6年度は9,459万2,000円であったものが、令和7年度は7,800万円と、1,659万2,000円縮減する見込みでございます。また、令和8年度の当初予算では6,700万円を計上し、令和7年度より1,100万円、令和6年度と比較しますと2,759万2,000円縮減した予算編成をさせていただいたところでございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今、答弁をいただいたわけでありますけれども、令和6年度の根尾診療所の赤字補填額は9,500万円程度で、2年間で約2,800万円の赤字解消に努めたということでもあります。今年度は6,700万円を計上したとのことですが、答弁の中に、職員18名体制を6名減らし、12名体制にしたとの答弁でしたが、医師1名の報酬額が1,300万円、他の職員5名の報酬額を1人500万円とするなら、報酬額

だけで3,500万円になりますので、赤字解消額が2,700万円では、人件費を減らしただけでとても改善とは言えないと思います。

また、今年度予算額が6,700万円ではなく1,000万円少ない5,700万円であるべきと思い、再質問をさせていただきます。

根尾診療所は平成8年度から入院・手術ができる診療所としてオープンし、オープンから10年足らずで入院・手術のできない診療所になりました。入院・手術のできない診療所にするには、議会の承認が必要だと思います。

そこでお尋ねをします。

いつの議会で廃止となり、廃止となった理由についての2点をお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

現在の根尾診療所は平成7年度に建設され、令和8年度より入院・外来診療が行える施設として運営を開始しました。入院診療につきましては、それまで入院許可病床が19床あったものを9床に減らし、完全看護体制で運営をしておりました。

ピーク時の平成13年度には、1日平均約7名の入院患者が見えましたが、平成16年度には1日平均約4.5人と年々減少し、診療所の経営を圧迫しておりました。そのため、平成17年度に入院診療の継続について検討し、平成18年4月から入院診療を行わないことを決定しております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

再質問をいたします。

答弁によれば、平成17年に検討をし、18年から入院・手術のできない診療所になり、今に至っていることですが、17年、18年ですと根尾の議員は10名おられ、本巢の議員は13名おられたときの議会だと思っています。分かりやすく言うと、合併した当時の村会議員がそのまま議員になって49名体制のときだったと思うわけであります。

私はこの件については、先輩議員から、当初の目的を破棄し、今後の診療所の経営についてはトンネルが開通した後、改選された議員に考えていただければよしと聞かされておりました。入院・手術を廃止し、診療所が黒字になっていれば存続可能だとは思いますが、長年赤字の続く根尾診療所を今も継続する理由と、歯科治療を廃止する理由の2点についての答弁を求めます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

入院診療の継続について検討する中で、外来診療を柱とした診療体制に改め、それまでの診療日、診療時間を拡充し、地域のかかりつけ医として診療所を運営していくことを決定し、現在に至っております。

また、診療所の廃止につきましては、診療所の経営改善に向けて診療所の診療体制の見直しを行うに当たり、診療科目を内科診療を柱とした診療体制とすることで人件費を削減し、医療機器の更新を抑制することで診療所の運営を効率的に運用することにより、少しでも赤字額を減少させ、継続して根尾診療所を運営するためのものがございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

御理解をいただきますといっても、はいそうですかとそう簡単には言えない。さっきの私の一身上の弁明とよく似ておるわけでありませう。

なぜなら、当初、この時代は診療所を新たに造って、入院施設、また手術もできるような施設にした当時の時代背景を鑑みれば、その当時はダム建設が行われていて、多くの労働者の方たちがいて、根尾地域はもうお祭り騒ぎぐらい活気のあった時代だと思っています。その当時の村民も今の3倍近くいたんじゃないかなと思われるぐらいの人たちがおられた。

また、ダムができたことによって固定資産税がたくさん入るようになる。その中において、ダムからの固定資産税を一円でも多くいただくために、南部地域との違いを見せるという形になるのか、南部地域の固定資産税の評価基準より根尾地域のほうが糸貫や真正よりも高い基準で固定資産税の基準が高くなって、後においてその不均一を平等にするということで、不均一課税というものをなくした記録があるわけでありませう。

その当時においては財政が非常に豊かだった。ですので、1億、2億の赤字が出ようとも、さほど苦にならないぐらい財政は豊かだったし、また市民の方たちも病院を運営していくことについて、不均一課税ということが分かっているけれども、固定資産税をたくさん払うことによって地域の医療を守ろうとしたと思っています。ですので、その当時の村会議員の方たちも病院を造ることについては反対をしなく、そして10年の歳月が流れてくる中において、時代背景が変わってきて今に至っていると思うわけでありませう。

先ほどの答弁の中にもありましたように、49名の議員さんたちが数か月後には改選をされ、21名議員になるということが決定されている中において、自分たちが最後にやらなければいけないという思いがあって、最後の議会ぐらいのときに根尾診療所の改革という、手術もしなくてもいいよ、

入院できない施設にしてもいいよと、ただの診療所という形にして結構ですよということで議会の承認を得られて今があるかと思っているわけであります。

その議決を受けた当時には、まだ橋はできていたけれども、橋の北側をずうっと遠回りをして根尾に入らなければいけないという時代背景だったと思うのですが、その2年か3年ぐらい後、私が議員になってからトンネルが開通をしたというふうに記憶をしているわけであります。そうなれば、根尾から南部のほうに来るのにも30分もかからなくて来られるぐらい環境がよくなったという中で、なおかつ根尾診療所に対して8,000万から9,000万近い赤字を続けていたにもかかわらず、今に至っているわけであります。

答弁の中に、診療所の診療体制の見直しで歯医者さんはやめますよ、内科診療にするとのことでしたが、内科診療体制にするなら、樽見鉄道を利用してもらい、南部地域の駅、例えば本巢市駅の近くの病院に行っただけであれば、多少の時間はかかるかと思いますが、根尾地域の医療、またかかりつけ医としての目的は達成できると思います。

北部の方たちが樽見鉄道を利用して南部の病院等に通院するための助成は可能であるか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員から御質問のありました、北部の方が南部の病院に通院する場合ということでございますけれども、仮ですけれども、仮に根尾診療所が廃止になった場合ということだと思っておりますけれども、そういった場合、高齢などで自動車の運転ができない方も一定数いらっしゃる現状を踏まえまして、その対策は必要となると思っております。

その対策の一つといたしまして、本年4月から根尾診療所の歯科診療の廃止に伴い、根尾地域在住の方の歯科診療の継続と日常の移動手段の確保を目的としまして、市役所根尾分庁舎から本巢地域の歯科診療所や商業施設までの往復バスの運行を予定しておりますので、そのルートに本巢診療所などを加える等、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

ただし、今回新たに運行いたします市営バスは毎日運行ではございません。また、1日1便のみの運行となっておりますので、急に医療機関の受診が必要となった場合などは対応できないこととなります。そのため、このような場合は樽見鉄道を利用し、南部地域の医療機関へ通院していただくこととなりますが、樽見鉄道には高齢者割引制度（シルバー会員制度）がございますので、高齢者の方は全区間どの駅で乗降しても初乗り運賃で安価に利用することができます。

安価には利用できますが、回数が増えれば負担も大きくなりますので、このような場合等の運賃助成について検討する必要があると考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今の答弁の中に、車に乗れない方も見えますということであります。

車に乗れない方は根尾の診療所にどうして来られるかということ。誰かが送ってくるか、市バスを利用して来られるわけです。言い方を変えれば、病院に来られる人は幸せな人、昔の落語にあったように、今日いつもの人が来ていないけれども、病院の待合室の話なんです、いつも来ている人が今日は見えないけど、どうしたんだと言う話が出た。その人は風邪を引いてうちで寝ているから、今日は病院に来ていないよという、これが落語の中に出たような話ということでありまして、病院に来られる人というのは、嫌な言い方かもしれませんが、そこそこ健康な方なの。だから診療所に来て、ちょっと脈を測ってもらって、そして薬をもらって帰るのが診療所の役目なの。先輩議員の方たちはそのことがよく分かっていた。だから、独立採算制であって黒字なら続けてもいいよという判断をしてほしいなという思いで入院施設は断ったんだろうと。

その中で、樽見鉄道のことについて支援ができないかということでもありますけれども、本巢市は樽見鉄道をどうするかということで、十数年前に一遍廃線論が出た、もう潰してしまいなさいというのが出た。私もあまりその当時は詳しいことがよく分からなかったので、廃線の賛成という形での思いがありまして、それでも住民の人たちの声を聞かなければいけないのではないかという思いがあって、市民集会を開いたところ、ぬくもりの里にたくさんの方が来ていただき、それぞれの意見を聞いたわけでありまして。そのときには、どういうわけか知りませんが、残せ、残せという声が多くあり、その声が廃止論を押さえ込んでしまったという思いをしています。その中でいろいろな意見が出て、私もその意見を聞く中において、やはり残すべきであろうなという思いをしたわけでありまして。

吉幾三の歌ではないけれども、電車もない、バスもない、何もないと、こんな村は嫌だとなっちはいけないという思いがして残すほうに回ったわけでありまして。そのことが知事さんの耳に入り、ローカル線と言われる電車の見直しを図るということで、そういう委員会みたいなものを立ち上げていただいて、それで県のほうも積極的にローカル線に対しての支援を行えるようにしていただいたと思っています。その陰には、藤原市長も相当知事をお願いに行ったんだろうなということを推測するわけでありまして。

そういう形で樽見鉄道を守ろうという方向に変わっていったわけでもありますけれども、今の樽見鉄道の現状は長年経営危機にあることは、議員各位、また職員各位も知っておられると思います。樽見鉄道の延命を図るためにも何らかの支援が必要であるということで、今回も樽見鉄道に対する乗車率を上げるための特別な切符を出せるように段取りをしていただけたと思っています。

国の廃線判断基準というのがあるわけでもありますけれども、乗車率1キロ当たりに対して平均1,000人未満となっています。平均1,000人乗っていただかなければ、廃線にしてもいいではないかという議論をすべきではないかということの一つの基準が示されているわけでありまして。

樽見鉄道はその1,000人を大きく下回っております。社長さんに聞いてみましたら、1,000人に対して樽見鉄道は668名とのことでありました。これは全体のことでありまして、モレラまで来て乗っている人も根尾まで行く人も全部含めた数であります。これを樽見鉄道の本巣駅から根尾の樽見駅だけにしますと、668人をはるかに下回るであろうと思っています。

樽見鉄道は株式会社ですので、会社を守るために本巣駅から根尾樽見駅までの便を少なくしたり、また廃線となれば、本巣地域の人たちにとっては一大事となるわけであります。

根尾診療所の運営費は年間に約1億5,000万円ですが、根尾診療所を閉めることによって1億5,000万円が他のことに使えることになるわけであります。根尾地域の未来のために使うこともできるわけあります。

今までの答弁を聞いていますと、地域医療を守るのではなく、診療所の職員と医師を守るために根尾診療所を閉鎖できないというふうに聞こえてなりません。1億5,000万円もお金を使って根尾診療所を守るべきなのか。1日に20人ぐらいの患者さんが見えると聞いていますけれども、その人たちを南部のほうの病院に来ていただければ、その病院の売上げが、資料をみますと7,000万から8,000万円、根尾診療所の売上げがあるわけあります。その売上げが地域の病院の売上げとなるわけあります。そうすれば地域の病院も潤うわけでありまして、またそのお医者さんが根尾地域の診療、また重くなれば根尾まで走って行って診ていただけるだろうと思うわけあります。根尾診療所を閉めても、トンネルができたことと、今まで行ってきた地域への市バスの運営等々によって、南部地域よりもことによっては早く歯医者さんにも来られるし、また病院にも来られるであろうと思っています。

南部のところにも私も病院に行きますけれども、診察券を出してから1時間近く待たされるんですね。そして診療といっても補聴器をぽちっと当てて、脈をちょこっと測って、それで世間話のほうがいんです、私の場合は。どういったわけか知りませんが、先生が世間話が好きで、政治のことが少し興味があるみたい。それでも5分かからない。そして薬をもらって帰ると大体1時間半ぐらいの時間を要するわけあります。道中の行き来を考えれば、2時間という時間がなくなる。根尾の人たちが樽見鉄道を使って南部のお医者さんに来ていただいたら、その時間だけ1時間なら1時間、南部の人たちの専用の時間ですよというふうにして病院で取っていただければ、2時間あれば行って帰れるぐらいの時間で優に足りると思っています。そうすれば地域医療を守ることが、今でも守っているのではないかなという思いをするわけあります。

赤字が続いているこの根尾診療所、たかが20人の患者さんを診るのに2名の医者がいる。普通のお医者さんであれば、医師1人と看護婦さんと事務員さん2人ぐらいいれば、優に売上げ7,000万、8,000万円ぐらいの仕事はできるだろうと思っているわけあります。そうすれば、人件費を払ってどうのこうのしても、あの診療所を無償で貸してあげれば黒字になるんじゃないかなという思いをしているわけありますけれども、どういうわけか知りませんが、先ほど言ったように12名の職員を守る体制を今も続けようとしています。

そこで、改めてお伺いをいたします。なぜ根尾の診療所を閉鎖できないのか、また続けている理

由について改めてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

今のは再質問でいいですか。3番ではなく。

○14番（鏑本規之君）

もう最後の質問。

○議長（今枝和子君）

では、ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

本巣市国民健康保険診療所は、本市北部地域の人口が少ない高齢者が多い地域で、地域の方たちが身近に医療サービスを受けられる初期医療の担い手、いわゆるかかりつけ医として急性疾患への対応や慢性疾患の管理、予防医療を通じて地域住民の健康と安全を守る役割があります。特に、高齢者に対して継続的な医療支援を提供することで健康寿命を延ばし、日常生活を維持する支援を行うことなど、その役割は非常に重要であると考えております。

しかしながら、診療所の経営は慢性的な赤字経営となっていることから、3か年の経営改善計画を策定し、診療所の経営改革として今年度より診療体制を見直し、診療日の変更を行ったところでございます。また、令和8年度からは歯科診療を廃止させていただき、内科診療を柱とした診療体制とさせていただくところでございます。

診療所につきましては、この新体制における診療所の運営状況の推移を注視しながら、今後も経営の健全化に向けて、患者数に応じた診療体制の見直しや医療機器の精査を行うことで、経費を抑えながら、地域の皆さんに身近なかかりつけ医として継続的な医療支援が提供できるよう診療所運営を行っていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

担当部長さんとしては、そこまでの答弁が目いっぱいだろうと思うわけであります。

前にも質問したときも言いましたけれども、これ以上の質問をしても、私の検事調べと一緒にように同じことの繰り返しだと思っております。

議員各位におかれましては、よく考えていただいて、これからの根尾地域を本当によくするためにはどうしたらいいかということを実際に考えていただきたいと思っています。

医療とは何かということも考えていただきたい。お年寄りが多い、多いと言われますけれども、お年寄りは何も根尾だけじゃないんです。南部のほうにもたくさんお年寄りの方は見えます。私は根尾診療所を開けても何ら問題はないと思っているわけであります。

今回の一般質問、私の後にあと一人、根尾の方が質問するわけでありませぬけれども、今までの質問、また過去の質問を聞いていますと、お願い事と要望事ばかりが多いような気がしてなりません。そのためには代案を出すとか、物事をするにはお金が要るんです。そのお金はどうして工面するのか、また私のように根尾の診療所を閉めて1億5,000万円を他のことに使えるというような提案をすべきだと思っているけれども、そういう話は一つも出てこない一般質問が多いわけでありませぬ。

私が市長の立場なら、議員はいいなあ、言いたいことを言って、お願いだけ言って、そしてお金の心配もしなくてもいい。楽でいいなあ、俺も市会議員のほうがいいなあと言うんじゃないかなと思うわけでありませぬ。

市会議員は意見を言うだけではなくて、言ったことを実行するために汗をかくのも議員の仕事の一つだと私は思っています。

今回も、あす1時から国土交通省、また木曾上に陳情に行きます。それは議員の皆さんたちが一般質問等々、また市民からの声を形にするためには、やはりいただくものをいただいてこななければいけない。また、せっかく地域の人たちが地域のためにとってストックヤードの渋滞緩和に土地を寄附していただいても、それを生かすためには、やはり高速道路の下の土地を有効に使えるようにしなければいけないということで、2度目の陳情に行くわけでありませぬ。

議員各位におかれましては、あしたの1時から3か所のところに陳情に行きたいと思っていますので、もし時間のある方がおられましたら木曾川上流の事務所と国土交通省の事務所、また時間がありましたら県土木のほうにも陳情に行きますので、御参加のほどよろしく願いをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。どうも御無礼をいたしました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時40分です。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（今枝和子君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

なお、14番 鏑本規之議員から欠席届が提出され、本日の会議を欠席されますので御報告をいたします。

続いて、1番 坂下裕久さんの発言を許します。

○1番（坂下裕久君）

議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問に入らせていただきます。

3月に入り、過ごしやすい気候の日が増えてきました。今年は昨年災害レベル級の降雪にも見舞われず、比較的穏やかな冬だったとありがたく感じています。

私のこの一般質問の様子がCCNetで放送される予定日は、変更がなければ3月26日になると

お聞きしています。この陽気が続きますと、その頃にはもしかしたら淡墨桜も咲き始めているかもしれません。

本巢インターチェンジが開通後、初めての春を迎えることとなりますが、本巢インターチェンジを利用して多くの観光客の方々が本巢市に訪れてくださるのを期待せずにはられません。新しい人の流れにより、その効果や、157号線沿線の景観、道路整備計画など課題が明確になり、ますます本巢市が発展していくことと信じています。

しかし、さらなる本巢市の発展のためには、財源の確保は不可欠であります。そこで、ふるさと納税について御質問いたします。

本市においては、中間支援業者さんと協力して支援拡大を図っていますが、その打合せ頻度と内容についてお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げたいと思います。

ふるさと納税の中間支援業者との打合せは、定例的に毎月初旬や半期ごと、そして返礼品協力事業者向け相談会の際にそれぞれ実施をしております。特に毎月初旬の打合せでは、前月の寄附額や寄附件数の実績を、前月比や前年同月比など詳細に確認をしております。その上で、どの返礼品がどのサイトからどの程度寄附を受けたか、その傾向と要因について詳細な分析結果を報告いただき、それを踏まえ、当月の広告戦略であったり、四半期及び年間の見通しをし、さらに今後の戦略の見直しについて綿密に協議をしております。

また、日常的には電話だけでなく、自治体専用ビジネスチャットのLGT a 1 kを活用しまして、寄附者からの問合せへの迅速な対応指示や返礼品協力事業者の在庫相談、また新たな返礼品発掘に向けた情報交換などを行い、質・量ともに充実した打合せを実施をしております。

ふるさと納税制度を取り巻く環境は年々基準が厳しくなっており、常に最新基準に合った返礼品の提供が求められています。今後も本市の重要な財源であるこのふるさと納税の寄附額を着実に確保していくため、中間支援業者の知見を十分に活用しつつ、返礼品協力事業者との強固な信頼関係の構築に努め、あらゆる面で引き続き尽力してまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

坂下裕久議員。

○1番（坂下裕久君）

ありがとうございました。

昨年度は前年度対比約2億1,000万円増の10億円を超える御支援をいただいております、今年度においても、現時点において10億円を超える御支援をいただいているのは、中間支援業者さんとの密な

打合せや前期対比など、細かな連携と戦略的な取組を行ってくださっている成果としていたということが分かりました。

ふるさと納税制度自体も、基準が厳しくなっていく中でも年々増加していることはすばらしいことだと思います。これは中間支援業者様、執行部の皆様、そして魅力ある返礼品を提供・開発に携わってくださっている事業者の方々の積み上げのたまものであると思います。本当にありがとうございます。

そこで、さらなる発展を目指して一つ御紹介させていただきたく思います。

2月の終わりに、ちょうど衆議院選挙の解散前日だったんですけれども、本巢自由の会さんと新人3人で東京へ陳情、関東へ研修視察に伺ってきました。そのときにお伺いした埼玉県北本市さんでは、住民の行政への満足度を数値化するmGAPという指数を用いて行政サービスの住民満足度を可視化することにより、住民の望む事業の充実を図るという取組について学びをいただきました。

そして、新人3人で訪れた茨城県境町では、ふるさと納税の可能性について学ばせていただきました。そこで今回は、境町視察から感じた本市におけるふるさと納税のさらなる可能性についてお話しさせていただきます。

境町は面積46.58平方キロメートルで、人口約2万4,000人の町であり、人口面で見ると本市と規模感が近い自治体であります。町内に電車の駅はなく、我々も隣町の駅で下車し、タクシーで30分かけて訪問させていただきました。そんな境町ですが、2016年から2023年まで7年間、関東地方ふるさと納税額第1位で、2023年には99億円もの寄附額を記録した全国有数のふるさと納税成功事例の自治体であります。

私が視察を通じて強く感じたのは、特別な資源があるから成功したのではなく、資源の見せ方、磨き方、売り方を徹底的に研究し成功していたという点です。マーケティング志向により、同じ商品でも選ばれる商品へと変貌させています。

本市にも柿部門で全国レビュー1位の富有柿をはじめ、米、飛騨牛、家具、伝統工芸、加工食品など素材は十分にそろっています。重要なのはあるかどうかではなく、どう見せるか、どこまで磨き上げるかが強く大事だと感じます。

境町では、ふるさと納税を単なる歳入確保というところではなく、地域経営の柱と位置づけることにより、稼ぐという気概を強く持っているように感じました。まずは本市においても売上目標を明確な経営指標として設定し、PDCAを高速回転させる体制づくりが重要だと感じます。単年度目標だけでなく3年後目標、主力カテゴリー育成戦略、新規事業者参入目標、リピート率向上戦略といった中期ビジョンを持つことが次のステージへ進む鍵になると考えます。

また、成功ノウハウすら商品化するという発想において、境町が設立した境まちづくり大学院は、他自治体職員をふるさと納税のエキスパートに育成する講座です。これは単なる研修事業というところではなく、成功ノウハウそのものを商品にするという発想に感動しました。地域の魅力発信の先にたどり着いた地域の価値として、成功事例としてその手法すらも売るという姿勢は学ぶべき姿

だと感じます。

境まちづくり大学院は、3名の職員が5回の講習を通じ、メニューの選定から販売までを伴走型で行い、参加費用は100万円とのことでした。参加した自治体はすべからく売上実績を伸ばしているということでしたので、次回の来年度の予算のときにはぜひ御一考していただければと思います。

本市の潜在力として、素材の量で劣っているとは到底思えません。差が生まれるとするならば、覚悟と戦略と実行スピードにあるのではないかと思います。境町は人口規模が小さいからこそ、むしろそこを機動力として生かしていました。本市もまた、同規模自治体だからこそ意思決定の迅速化、民間との距離の近さ、事業者との伴走体制といったものを強みとして発揮していけると思います。そして、売上目標を中期経営計画として明確化し、成功事例自治体との継続的な情報共有体制の構築、ふるさと納税を経営戦略とする組織体制の変化をもって推し進めていく必要があると思います。

特別なまちでなくとも、特別な覚悟を持っていれればかなうのではないかと思います。本市が持つ資源はすばらしいものばかりです。財源確保から攻めの経営という発想を持ち、稼ぐ楽しさを強く感じながら進めていただけたらと思います。

続きまして、企業版ふるさと納税の活用についてお伺いします。

企業版ふるさと納税の今年度の申込件数と総額、また周知促進のお考えについてお伺いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

企業版ふるさと納税は平成28年度に創設されました制度で、国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除が受けられる仕組みで、通常の寄附の軽減効果である約3割の損金算入による軽減効果に加えまして、令和2年度の税制改正により、現在では最大で寄附額の9割が軽減されるというものでございます。

本市におきましては、令和2年度の税制改正により、寄附をした企業の税額控除の幅が拡充されたことや、自治体の地域再生計画の認定手続きが簡素化されたことを踏まえ、令和2年11月に内閣府から地域再生計画の認定を受け、企業版ふるさと納税を受け入れる環境を整備してまいりました。

本市における企業版ふるさと納税の実績でございますが、令和3年度から昨日までに延べ23社から総額で4,234万2,000円の寄附をいただいております。

各年度の内訳を申し上げますと、令和3年度では1件で1,000万円、令和4年度は1件で10万円、令和5年度は2件で1,100万円、令和6年度は物納も含めて9件で416万円、令和7年度は、こちら物納も含めて10社から1,708万2,000円となっております。

本市の企業版ふるさと納税の募集の取組状況といたしましては、現在、市のホームページを活用

して寄附募集の周知を行うとともに、企業の経営や事業支援を行っている県内の金融関連会社3社及び県外の金融関連会社1社の合計4社、企業版ふるさと納税の寄附先として本市を紹介するマッチング支援に関する業務連携を締結しまして、多くの企業に直接本市を知っていただく機会を増やすことで、寄附金の獲得に努めているところでございます。

また、企業版ふるさと納税を検討されている企業は、自社の社会的責任であったり、SDGsの取組の一環として寄附をされる傾向が高い状況と認識をしております。

そこで、寄附の活用先となる本巢市第3期総合戦略で掲げている事業を紹介するに当たりまして、企業側の視点に立って具体的に活用先の事業がイメージしやすくなるよう、現在のチラシを市の総合戦略を紹介するものに作成し直すなどし、引き続き業務連携を締結しております金融関連会社の協力を得ながら、さらに市の職員も企業を直接訪問し、本市の魅力と企業版ふるさと納税の意義を企業に積極的にPRすることにより、寄附額及び寄附件数の増加に努めてまいりたいと考えております。

寄附をいただきました企業につきましては、継続的な関係を構築できるよう、寄附受領後には市職員が企業を訪問させていただき、引き続きの支援をお願いするとともに、企業版ふるさと納税以外の事業連携についての意見交換などを引き続き行ってまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

坂下裕久議員。

○1番（坂下裕久君）

ありがとうございました。

ホームページでの周知や金融機関との協力など様々な努力を通じ、今年度1,700万円を超える御寄附をいただいているということではありますが、控除制度があるとはいえ、1割は企業が実質負担となる中、御寄附いただいている企業の皆様には感謝しかありません。

しかしながら、御答弁の中にもいただいたように、近年、企業における社会的責任、社会貢献、SDGsへの意識の高まりを考えますと、まだまだ拡大の余地は十分にあると考えます。

本市は、人口減少に伴う市税減収により一般財政の確保が厳しくなる中においてでも、多岐にわたる新規の行政サービスの充実に努めていただいております。しかし、一方で財政健全化の観点から、現状維持や縮小、見直しをせざるを得ない事業も存在しています。しかし、その中には数字では測れない価値を持ち、地域住民の暮らしと安心を支える事業もあります。私はここに新たな可能性があると考えています。地域住民自らがその事業の意義を理解し、企業版ふるさと納税を通じてほかの自治体の企業に伝える営業マンとなり、共感と支援を広げていく仕組みづくりです。

行政は、制度の範囲内で可能な事業をメニュー化し、制度設計を支える。その一方で、企業が参画しやすい新規事業の創出、企業の提案を受け止める窓口の拡充、ストーリー性ある事業のパッケージ化といった攻めの体制づくりを行うことが、本市の新たな魅力の創出にもつながると考えます。

総務省の令和7年度のふるさと納税に関する現況調査によれば、寄附の用途について分野選択が

可能な団体は94.3%、具体的事業が選択できる可能な団体は31.1%にとどまっています。本市の企業版ふるさと納税の申込用紙においても、現在は5項目から選択する形式となっておりますが、今後はより具体的で魅力的な事業提示が重要であると考えます。

現在作成中のパンフレットにつきましても、ホームページとの連動を図るなど、分かりやすく共感を呼ぶ内容となるよう御尽力をお願い申し上げます。

完成したパンフレットにおきましては、各課に配付していただき、拡充を望む事業に関係する市民の皆様にも御協力の輪を広げていくことが一人一人の地域への愛着につながり、人口流出の歯止めやUターン、Iターン、Jターンにつながっていくのではないかと考えます。

また、世の中には波というものがあるならば、本巢市はこれから波に乗っていく必要があると思います。現在、先ほどずっと話させていただいております国の地方創生制度として、企業版ふるさと納税を活用した財源確保が可能であります。そして、インターチェンジの開通、大型宿泊施設の建設予定など、コロナの厳しい時代を抜けて様々な事柄が世の中と今かみ合っている状態ではないかと考えています。企業誘致は大変大切なことではありますが、それと同様に、これまで本巢市が実践してこられたスポーツのまちづくりを一段上げるチャンスでもあると考えています。

多くの議員がアーバンスポーツなどの有用性を語っておられましたけれども、本市の唯一性を発信することにおいても、こちら私がかみ合っている状態にあると考えています。財源確保という点で、企業版ふるさと納税の活用において市長のトップセールスは欠かせませんが、本巢市一丸となって頑張っていけば、産業・文化両面において本巢市の明るい未来をつくっていけるものだと信じています。

どうか皆様、みんなで頑張ってお巣市を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これにて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月18日水曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時02分 散会